令和5年度 第2回(第15回) 鎌倉市市民活動推進委員会 議事録概要版

- 日時 令和5年(2023年)8月18日(金) 18:00~20:10
- 場所 鎌倉市役所 第一委員会室
- 出席委員 原田委員長、土屋副委員長、東樹委員、西畑委員、曽根委員、山口委員、 加茂委員 (以上委員7名出席)
- 事務局 市民防災部:瀧澤次長、大﨑課長補佐、本多、小池
- 傍聴者 1名

1 報告事項

- ●つながる鎌倉エール事業スタートアップコース審査選考結果
- ●つながる鎌倉エール事業協働コースの応募・進捗状況
 - ↓ スタートアップコースの審査選考結果及び協働コースの応募・進捗状況について、配布資料内容の説明を行った。
 - ◆ 次回の推進委員会においては、協働コースの選考終了後となるため、その内容の報告が求められた。

2 議題

(1) エール事業見直しの具体的内容について(協働コース・新コース) 協働コース

- 事業実施期間の複数年度化については賛同意見が多かったものの、採択団体数の減少については、競争の激化、審査選考の厳格化等について懸念も示された。
- → 採択団体数について、複数団体を採択可能としようとする場合に、応募のあった複数の団体の予算の合計額が現行の年間予算上限である 50 万円を下回るとき、2団体以上の採択も可能であるものの、価格の妥当性や協働コースの趣旨からして、採択団体数の複数化の意義は薄い。
- → 3年で事業が終了してしまう可能性があることと、3年で事業に区切りをつけることができることという、それぞれの長所・短所に触れ、事業最終年度における事業報告会においては、事業の継続が望まれるものについて、担当課による予算要求の後押しとなるような意見書の策定が望ましい。

新コース

- ◆ 新コースのターゲットとする団体として、概ね設立から4・5年が経過し、予算規模が100万円から300万円ほどと仮定し、補助金額としては、予算規模の10分の1程度として、1団体の上限を30万円とすることで同意があった。
- → これまでの案にあった「設立4年目以上」という条件は、新コースの市民自治を推進するという 設立趣旨から、事業を行う体制が整っており、目的が明確な団体も応募が可能となるよう、削 除することで同意があった。
- ◆ 新コースの名称について、基金を財源としていることが分かる要素を盛り込むという意見で 概ね統一されたが、具体的な名称については次回の継続検討事項となった。

(2) 委託ガイドラインについての報告

- ◆ 市民活動団体を優遇し、随意契約の担保とする内容のガイドライン(制度)は法的に問題がある ものの、そもそも現状の自治体による契約において「市民活動団体が契約の相手先になり得る」 という選択の俎上に載っていないことが機会均等の理念から不適切な状態であるため、まず は、職員にこの意識を持たせるガイドラインであることが重要である。
- ↓ 入札においては、専門性のない大企業が廉価な提案を行うことで受託することが見受けられるため、委託ガイドラインには、NPO 等が取り組む事業の専門性の見える化を行うとともに、随意契約に関しては、行政の仕様書において市民活動団体が有している専門性や地域性が重要であることを記載すべき。
- ◆ 委託ガイドラインには、行政側の仕様書の出し方と、市民活動団体側の情報の発信の仕方という両方の側面から進めることが大切である。

3 その他

市民活動センターの利用登録基準について

- 個人でも団体に準じた活動をしていると認められるときは、個人で活動していたとしても登録の対象として配慮する。
- 個人で登録し、いずれは複数人で活動を行うとしていた団体がそれを実現できていないとき や、活動報告書の提出がないときなど、すぐに登録を解除するということではなく、センター 側による積極的なサポートが重要である。